

令和3年度 第2回
さいたま市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会

次 第

日時：令和4年3月23日（水）

10時00分～11時30分（予定）

於：WEB会議（浦和区保健センター3階講座室）

1 開 会

2 議 事

- （1）令和4年度高齢者福祉施策の主要事業について
- （2）第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けて

3 その他

4 閉 会

<資料一覧>

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料1
- ・ 資料2
- ・ 参考資料 さいたま市社会福祉審議会条例<抜粋>

さいたま市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

委員名簿

(令和4年3月23日現在)

No.	役職	氏名	団体名	出欠
1		井原 弘美	日本赤十字奉仕団さいたま市地区本部委員会	○
2		大麻 みゆき	特定非営利活動法人ケアハンズ	○
3		大木 洵人	市民公募委員	○
4		小野寺 信夫	市民公募委員	○
5	分科会長	梶川 義人	日本虐待防止研究・研修センター	○
6		岸田 誠	さいたま市薬剤師会	○
7		岸田 正寿	埼玉県福祉部高齢者福祉課	×
8		小谷野 俊啓	さいたま市歯科医師会	×
9		関根 隆俊	さいたま市老人クラブ連合会	○
10		田中 孝之	さいたま市自治会連合会	×
11	職務代理人	萩原 淳子	さいたま市老人福祉施設協議会	○
12		保坂 由枝	さいたま市介護支援専門員協会	○
13		依田 博之	市民公募委員	○
14		若杉 直俊	さいたま市4医師会連絡協議会	×

(全14名、敬称略)

令和 4 年度高齢者福祉施策の主要事業（保健福祉局長寿応援部）

No. 1	事業名 一般介護予防事業			令和 4 年度当初予算額	154,808 千円
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/いきいき長寿推進課				
年 度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度
当初予算額	144,363 千円	147,043 千円	148,566 千円	140,108 千円	143,835 千円
予算現額	144,363 千円	104,543 千円	148,566 千円	140,108 千円	143,835 千円
決算額		55,817 千円	128,397 千円	120,798 千円	102,586 千円
事業内容	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、高齢者自身が身近な場所で継続して運動を行うことができるよう、全高齢者を対象に介護予防の普及・啓発、ボランティア育成等を実施することにより、「地域づくりによる介護予防」を推進します。				

No. 2	事業名 認知症高齢者等総合支援事業			令和 4 年度当初予算額	103,377 千円
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/いきいき長寿推進課				
年 度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度
当初予算額	102,053 千円	101,526 千円	101,479 千円	98,106 千円	101,749 千円
予算現額	102,053 千円	95,851 千円	98,359 千円	91,806 千円	94,149 千円
決算額		87,235 千円	94,378 千円	84,783 千円	88,854 千円
事業内容	認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症サポーターの養成や初期集中支援チームの設置等、切れ目のない支援を実施します。				

No. 3	事業名 地域包括支援センター運営事業			令和 4 年度当初予算額	1,088,645 千円
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/いきいき長寿推進課				
年 度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度
当初予算額	1,088,084 千円	950,640 千円	946,186 千円	946,176 千円	915,581 千円
予算現額	1,088,084 千円	944,622 千円	946,186 千円	946,176 千円	915,581 千円
決算額		906,716 千円	904,535 千円	888,413 千円	852,970 千円
事業内容	地域の高齢者を様々な面から総合的に支える地域包括支援センターを運営します。また、さらなる利用促進のため、地域包括支援センターの周知・啓発を行います。				

No. 4	事業名 高齢者生活支援体制整備事業			令和4年度当初予算額	137,056千円
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/いきいき長寿推進課				
年 度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
当初予算額	147,342千円	121,213千円	119,436千円	112,124千円	112,124千円
予算現額	147,342千円	121,213千円	119,436千円	112,124千円	112,124千円
決算額		120,904千円	119,436千円	112,124千円	112,124千円
事業内容	市内すべての日常生活圏域に地域支え合い推進員を配置し、協議体の開催、地域資源の掘り起こし、地域の担い手養成等を実施します。				

No. 5	事業名 アクティブチケット交付事業			令和4年度当初予算額	32,502千円
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/高齢福祉課				
年 度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
当初予算額	32,352千円	29,091千円	26,452千円	24,618千円	20,913千円
予算現額	21,352千円	22,565千円	27,005千円	24,618千円	20,297千円
決算額		11,950千円	24,712千円	23,543千円	15,286千円
事業内容	シルバーポイント事業等の活動に参加した高齢者及び75歳以上の方を対象として、市内公共施設等を無料又は割引料金で利用できるアクティブチケットを交付します。				

No. 6	事業名 セカンドライフ支援事業			令和4年度当初予算額	11,515千円
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/高齢福祉課				
年 度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
当初予算額	20,359千円	20,378千円	15,594千円	3,287千円	8,500千円
予算現額	19,759千円	18,492千円	15,534千円	3,287千円	5,000千円
決算額		16,536千円	14,808千円	3,285千円	4,780千円
事業内容	おおむね50歳以上の中高年齢層に対して、ボランティア、就労、生涯学習等に関する情報を集約して発信するセカンドライフ支援センターを運営します。				

No. 7	事業名 高齢者大学事業	令和4年度当初予算額	20,726千円		
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/高齢福祉課				
年 度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
当初予算額	19,747千円	19,517千円	18,874千円	18,879千円	15,438千円
予算現額	18,347千円	19,483千円	18,932千円	18,902千円	15,438千円
決算額		19,189千円	18,894千円	18,750千円	15,318千円
事業内容	積極的な社会参加により生きがいを高め、あわせて地域での活躍の道を開くことを目的に、60歳以上の方を対象とした1年制の大学と大学院を運営します。				

No. 8	事業名 高齢者等の移動支援事業	令和4年度当初予算額	2,400千円		
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/高齢福祉課				
年 度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
当初予算額	1,800千円	2,400千円	1,800千円	7,000千円	3,000千円
予算現額	1,800千円	600千円	1,247千円	7,000千円	3,024千円
決算額		28千円	284千円	5,379千円	3,024千円
事業内容	高齢者等の日常生活に必要な買い物や通院等の外出を支援するため、社会福祉法人や地域住民等が主体となった移動支援に係る活動経費の一部を補助します。				

No. 9	事業名 シルバー人材センター事業	令和4年度当初予算額	334,083千円		
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/高齢福祉課				
年 度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
当初予算額	334,066千円	333,900千円	333,844千円	332,560千円	330,577千円
予算現額	334,066千円	333,900千円	333,844千円	334,095千円	330,577千円
決算額		315,400千円	333,844千円	334,025千円	330,561千円
事業内容	社会参加意欲のある健康な高齢者に対して、地域社会と連携しながら、その希望に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保するとともに、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、高齢者の知識、経験及び能力等を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする公益社団法人シルバー人材センターの運営を支援します。				

No. 10	事業名	高齢者見守り活動奨励補助金交付事業			令和4年度当初予算額	11,274千円
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/高齢福祉課					
年 度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	
当初予算額	10,304千円	10,291千円	10,129千円	9,666千円	9,000千円	
予算現額	10,304千円	10,291千円	10,129千円	9,666千円	9,000千円	
決算額		7,884千円	8,940千円	9,056千円	8,753千円	
事 業 内 容	地域における見守り活動を活性化し、高齢者等が安心、安全に暮らせる社会を構築するため、地区社会福祉協議会が主体となった高齢者の見守り活動を支援するため、活動経費を補助します。					

No. 11	事業名	シルバーポイント(いきいきボランティアポイント)事業			令和4年度当初予算額	45,832千円
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/高齢福祉課					
年 度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	
当初予算額	46,292千円	41,968千円	37,704千円	36,168千円	44,633千円	
予算現額	46,292千円	41,761千円	37,704千円	36,168千円	44,633千円	
決算額		33,846千円	35,540千円	33,619千円	29,983千円	
事 業 内 容	60歳以上の方が介護施設等においてボランティア活動を行った場合にポイントを付与され、貯めたポイントを奨励金若しくはシルバー元気応援券と交換し、又は福祉団体等に寄附をすることができる事業を実施します。					

No. 12	事業名	シルバーポイント(長寿応援ポイント)事業			令和4年度当初予算額	56,494千円
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/高齢福祉課					
年 度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	
当初予算額	60,632千円	60,864千円	52,395千円	45,223千円	44,301千円	
予算現額	60,632千円	58,895千円	52,987千円	45,397千円	44,301千円	
決算額		49,785千円	48,474千円	42,995千円	37,850千円	
事 業 内 容	65歳以上の方がこの事業の登録団体に参加し、健康づくり等の活動を行った場合に1日につき1ポイントが付与され、貯めたポイントを奨励金に交換できる事業です。					

No. 13	事業名 東楽園再整備事業	令和4年度当初予算額	826,815 千円		
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/高齢福祉課				
年 度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
当初予算額	212,268 千円	741,745 千円	10,441 千円	24,683 千円	7,000 千円
予算現額	239,509 千円	735,598 千円	29,976 千円	22,333 千円	7,000 千円
決算額		704,201 千円	22,008 千円	16,388 千円	5,508 千円
事業内容	健康増進及び介護予防の強化につながる機能を導入し、市民の健康寿命の延伸に資する新たな余熱利用施設を整備するため、建築工事等を実施します。				

No. 14	事業名 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	令和4年度当初予算額	50,326 千円		
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/年金医療課、いきいき長寿推進課				
年 度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
当初予算額	42,747 千円	21,448 千円	-	-	-
予算現額	28,229 千円	9,190 千円	-	-	-
決算額		5,938 千円	-	-	-
事業内容	医療・介護のデータを活用し、高齢者を必要な医療・介護サービスにつなげるため、受診勧奨、介護予防事業への参加勧奨等を実施します。また、医療専門職による「住民主体の通いの場」等での健康教育・健康相談等を実施します。				

No. 15	事業名 介護保険料の納付手続のデジタル化	令和4年度当初予算額	67,688 千円		
局/部/課	保健福祉局/長寿応援部/介護保険課				
年 度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
当初予算額	-	-	-	-	-
予算現額	-	-	-	-	-
決算額		-	-	-	-
事業内容	介護保険料の Web 口座振替受付サービスを実施するとともに、スマートフォン決済等に向けた準備を開始します。				

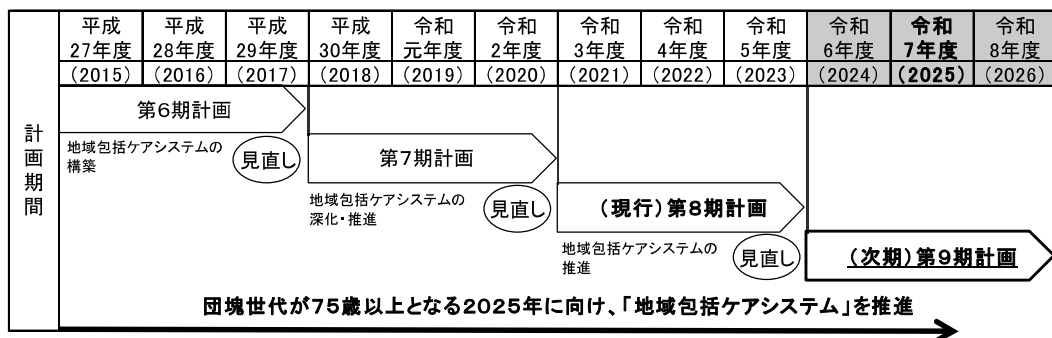
第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けて

1. 計画の策定

- 本市では、老人福祉法及び介護保険法を根拠として、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定している。
- また、第 8 期の計画からは、「認知症施策推進計画」及び「成年後見利用促進計画」を、上記 2 つの計画と一体的に策定している。
- 介護保険法では「市町村は、基本指針※に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする」とあることから、3 年ごとに本計画の策定を行っている。

※基本指針：厚生労働大臣が、「地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律」に規定する総合確保方針に即して定める、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針。

2. 計画期間

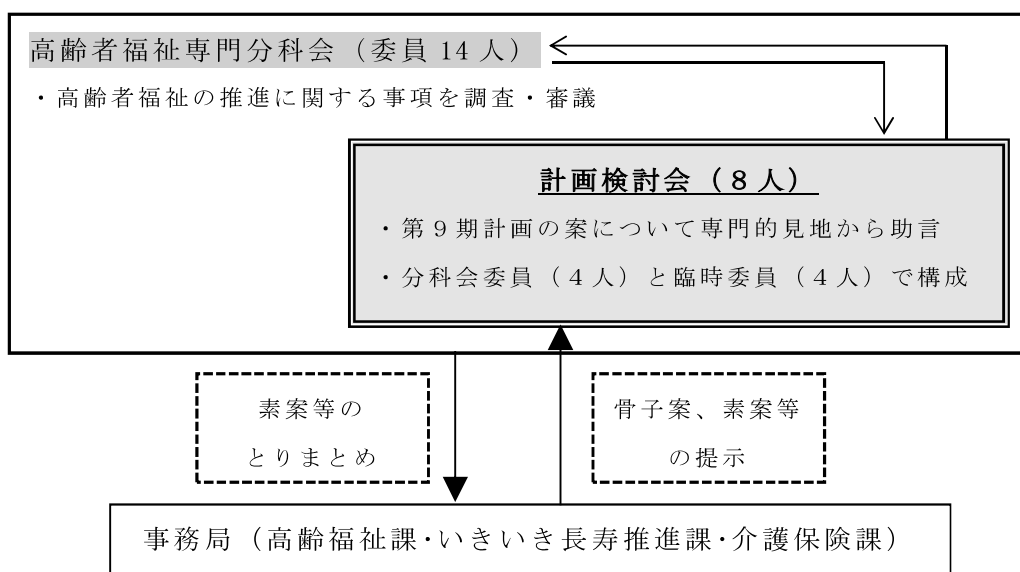


3. 第 9 期計画の検討の視点

- 第 9 期計画の策定に当たっては、本市における最新の人口動態及び人口推計、介護保険における認定者数と認定率の動向及び国から示される基本指針等に基づき、検討する必要がある。
- また、いわゆる「団塊の世代」が全て 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）及び 85 歳以上となる 2035 年（令和 17 年）、そして「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となる 2040 年（令和 22 年）には、医療や介護のニーズが大幅に増大することが予測される。
- この状況を社会全体でどのように乗り越えていくのかを、中長期的視点から検討する必要がある。

4. 第9期計画の検討体制

- 第9期計画の策定に当たっては、現行の第8期計画策定時と同様に、高齢者福祉専門分科会の下に作業部会である「計画検討会」を設置し、専門的見地からの助言をいただきたいと考えている。
- 「計画検討会」は専門分科会委員4名と臨時委員4名から成る8名で構成し、第1回会議を令和5年1月下旬を目途に開催予定。



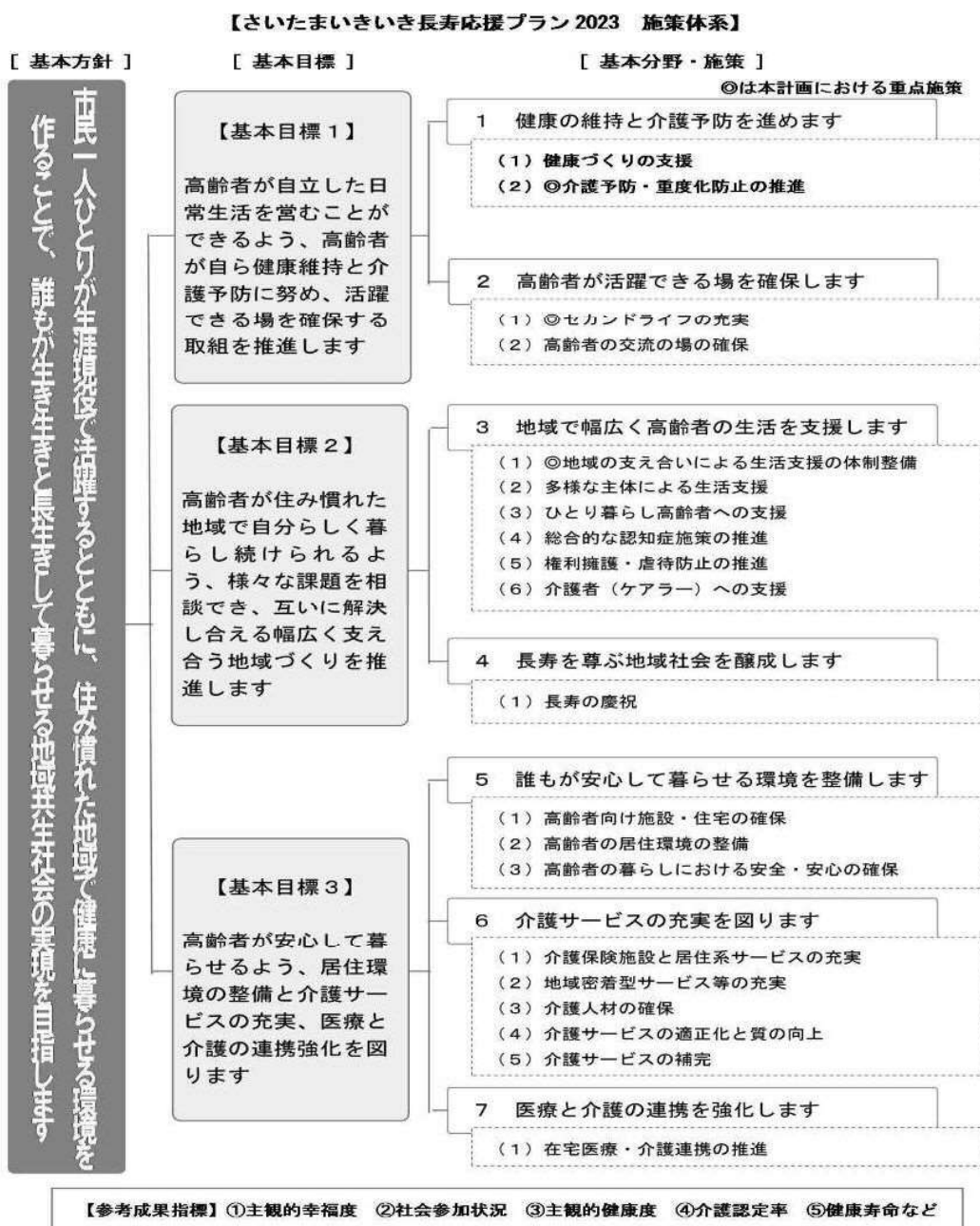
(参考) 第8期計画策定時の計画検討会委員

(令和3年3月時点、全8名、敬称略)

所属団体等	氏名	臨時委員
日本虐待防止研究・研修センター	梶川 義人	
さいたま市老人福祉施設協議会	小松 丈祐	
特定非営利活動法人ケア・ハンズ	大麻 みゆき	
埼玉県地域リハ・ケアサポートセンター／さいたま市民医療センター	大熊 克信	○
埼玉県立大学大学院保健医療福祉学研究科研究開発センター	川越 雅弘	○
公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団	澤岡 詩野	○
認知症の人と家族の会埼玉県支部	花俣 ふみ代	○
さいたま市介護支援専門員協会	松尾 浩子	

5. (参考) 第8期計画の施策体系

- 2025年・2040年を見据えた地域包括ケアシステムの更なる推進に向けては、行政だけではなく、高齢者一人ひとりの取組、さらには、自治会、市社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会、地域・ボランティア団体など多様な主体による活動がより重要となる。
- こうした「自助」と「互助」の考え方をこれまで以上に反映させていく観点から、一人ひとりの取組と言える「自助」、近隣住民やボランティア団体等による支え合いの取組である「互助」、介護保険制度やそれを補完する福祉サービスである「共助・公助」の視点を、3つの基本目標として設定。



第9期計画策定スケジュール（予定）

		令和4年（2022年）度				令和5年（2023年）度			
		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
高齢者福祉 専門分科会		●	●	●	●			● ● ●	● ● ●
		<ul style="list-style-type: none"> 第8期計画進捗管理 第9期計画策定概要 アンケート調査方針 	<ul style="list-style-type: none"> 第9期計画検討状況 アンケート調査概要 次年度高齢者福祉施策主要事業 					<ul style="list-style-type: none"> 第8期計画進捗管理 第9期計画（案案） 第9期計画（案） 	<ul style="list-style-type: none"> 第9期計画（成案） 次年度高齢者福祉施策主要事業
計画検討会			●		●		■ ■ ■		■ ■ ■
			同上		同上		<ul style="list-style-type: none"> 第8期計画実施状況 アンケート調査結果 第8期計画（骨子案） 第9期計画（案案） 		第9期計画（案）
事務局		▲	▲		▲		▲		▲
		国によるアンケート調査説明会開催（定例）			アンケート調査実施		国による基本指針（案）提示（7月頃）	第9期計画（案案）に係るパブリックコメント実施	

国から次期介護保険事業計画策定の考え方提示

※第8期計画策定時を元にしたモデルケースです。実際の検討状況などにより変更されます。

※高齢者福祉専門分科会は、計画策定以外の事項について審議等をお願いするために、会議を招集する場合があります。

令和4年3月23日	参考資料
令和3年度第2回	
さいたま市社会福祉審議会	
高齢者福祉専門分科会	

○さいたま市社会福祉審議会条例<抜粋>

平成15年3月14日

条例第12号

(任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会議)

第8条 委員長（専門分科会長）は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第9条 法第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項の規定により、審議会に民生委員審査専門分科会及び障害者福祉専門分科会並びに高齢者福祉専門分科会、地域福祉専門分科会、児童福祉専門分科会、児童虐待検証専門分科会及び特定教育・保育施設等重大事故検証専門分科会を置く。

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員の互選により定める。

4 専門分科会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。

5 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員がその職務を代理する。

6 審議会は、専門分科会の決議をもって審議会の決議とする。

(準用)

第11条 第8条の規定は、専門分科会及び審査部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「委員長」とあるのは、「専門分科会にあつては専門分科会長、審査部会にあつては審査部会長」と読み替えるものとする。